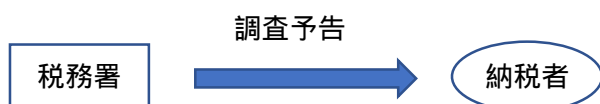


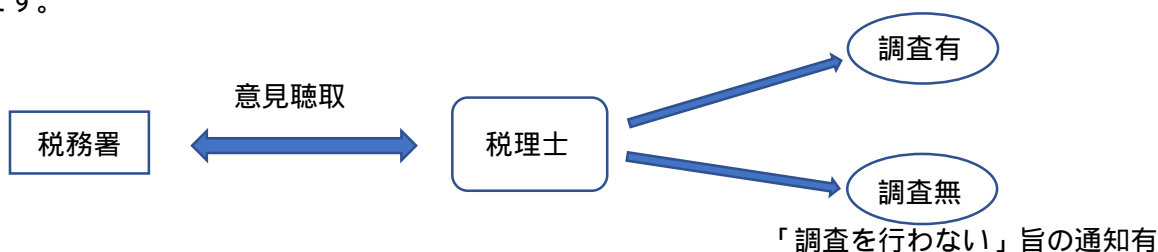
今回は、税理士法に規定されてる『書面添付制度』と『税理士の業務』について呟いてみます。

皆さんは、当あおぞら税理士法人のホームページをご覧になったことはありませんか。そこに【書面添付（推進事務所）】というコーナーがあります。この制度について説明したいと思います。これがあるかないかで税務署の対応がかなり違います。

書面添付がない場合は、税務署の手続きとして調査対象になると調査担当者から皆様のところへ「調査にお邪魔したいので日程調整をお願いしたい。」との電話連絡等をするようになります。



しかし、書面添付があれば、該当となった申告書について税理士に対して意見聴取をしなければならぬと税理士法に規定されてますので、いきなり調査ではなく、意見聴取という手続きを行わなければなりません。具体的には、調査担当者等と税理士が面接等により申告の内容について説明・質問等により確認することです。それにより疑義が解消されれば調査は実行されなくなります。また、「調査を行わないという文書」が発行されることになります。皆さんにとって貴重な時間を使うことなく、何事もなく日々を過ごすことができるのです。これは税理士が取得した権利なので、有効利用したいものです。



なお、参考まで税理士法の関係する一部を下部に掲載しておきます。

また、税理士法第1条には

（税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

とあり（下線部がポイント）、その方法として

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

2 税理士は、前項に規定する業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。 《()書き割愛》

具体的には、

- 一 税務代理とは、税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう。
- 二 税務書類の作成とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるものを作成することをいう。
- 三 税務相談とは、税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。

要約すると、代理で申告書等の作成やそれらに付随しての事後について、異議申し立て等物申すことができるということです。なお、相談については、

(脱税相談等の禁止)

第三十六条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

という規定がありできないことになっております。(罰則があります。(脱税相談等をした場合の懲戒 第四十五条))ので、くれぐれもそのような相談はしないようにお願いします。

(参考条文)

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士又は税理士法人が前二項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名しなければならない。

(意見の聴取)

第三十五条 税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面(以下この項及び次項において「添付書面」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知

をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。
- 3 国税不服審判所の担当審判官又は行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者は、租税についての審査請求に係る事案について調査する場合において、当該審査請求に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は審査請求についての裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。